

指定給水装置工事事業者の皆様へ 茨城県南水道企業団より大切なお知らせ

令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されます。

- 指定の有効期限が従来の無期限から**5年間**となり、指定の更新がなされない場合は**失効**となります。
※現行制度で指定を受けている事業者の皆様は、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期限が異なります。
(下記参照)

当企業団より指定を受けた日	指定番号	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	第1号～第130号	改正法施行日の前日から1年間：R2.9.29まで
H11.4.1～H15.3.31	第131号～第229号	〃 2年間：R3.9.29まで
H15.4.1～H19.3.31	第230号～第316号	〃 3年間：R4.9.29まで
H19.4.1～H25.3.31	第317号～第422号	〃 4年間：R5.9.29まで
H25.4.1～R1.9.30	第423号～第501号	〃 5年間：R6.9.29まで

更新については、令和2年2月に全事業者の皆様へ個別に通知いたします。なお、更新の対象となる事業者様宛には別途通知にてお知らせいたします。

※名称や住所の変更等を届け出ていなかったことにより、通知が不着となった場合、再通知はいたしませんのでご注意ください。

- 指定更新の要件は水道法第25条の3(指定の基準)に準拠

- ①給水装置工事主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事業を運営していることの確認

- i.指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii.指定給水装置工事業業者の業務内容
(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- iii.給水装置工事主任技術者の研修会の受講状況
- iv.適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

- 更新申請に必要な書類

- ・指定申請書(様式第1号)
- ・機械器具調書(別表)
- ・誓約書(様式第2号)
- ・定款及び登記事項証明書(法人)
又は住民票の写し(個人)
- ・選任している主任技術者の免状の写し
- ・当企業団より交付した事業者証(原本)
- ・納付済領収書(写)

《厚生労働省令第18条に準拠》

- ◎左の4項目確認資料

◇更新申請についてのお問合せ
茨城県南水道企業団 総務課
TEL:0297-66-5131